



被災防
5月の講習会・受講者募集

被災防江差分会では、有資格者の充足を図るため、次のとおり講習会を開催いたします。

◎ローラー（締固め用機械）
特別教育【学科・実技あり】

実施日 5月21日～22日
申込期限 5月10日
受講料 20,780円

◎職長・安全衛生責任者教育
【学科のみ】

実施日 6月5日～6日
申込期限 5月25日
受講料 19,260円

問合せ
被災防江差分会
☎0139-152-1813

6月1日は「電波の日」です

総務省では6月1日を「電波の日」と定め、10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関する

るルールの周知・啓発活動や不法無線局対策を実施します。

総務省 北海道通信局では、電波監視を実施、適正な電波環境の維持に努めています。電波に関する困りごとやご相談は左記へお問い合わせください。

問合せ

北海道総合通信局
☎011-737-0099
電話受付時間
8時30分～12時、13時～17時
電子メール
soudan-hokkaido@soumu.go.jp

野火・林野火災に

注意してください

春先は空気の乾燥に加え、枯れ草、枯れ葉が多いことから、野火・林野火災が発生しやすい時期となります。

その発生原因のほとんどが、たばこのポイ捨てやたき火等の拡大によるものです。山菜採り等で山に立ち入る際は、火の取扱いに十分注意しましょう。

山菜採りなどの

事故を防ぐために

例年、山菜の愛好家が行者ニンニクやタケノコ採りのために入山し、道に迷ったり、

沢に転落する事故が起きています。また、羊蹄山麓、南後志の月越地区は、遭難事故の危険性が非常に高い地域となっております。慣れた山でも、油断すると「危険な落とし穴」があることを忘れないで、山菜採りを楽しみましょう。

【入山時の厳守事項】

- ① 入山場所、帰宅時刻を家族に必ず伝える。
- ② 1人で入山しない。常に声掛けを行い互いの位置を確認する。
- ③ 服装は、明るく防寒性のあるもので、雨具も持参する。
- ④ 携帯電話、非常食、発煙筒、熊除けの鈴、ラジオを持参する。
- ⑤ 迷ったと思ったら慌てず冷静に行動する。

また、入山の際にはヒグマに対する注意も行いましょう。

「ヒグマに遭わないための留意事項」

- ① ヒグマの出没情報を確認する。
- ② 出没情報のある場所、看板のある場所へは立ち入らない。
- ③ 鈴を鳴らすなど音で人の存在や接近をヒグマに知らせる。
- ④ 早朝、夕方、悪天候などで薄暗いときは、野山に入らない。

ストップ!消費者問題

過去に原野商法（値上がりの見込みがほとんどないような原野や山林等の土地を、将来値上がりするように偽って販売する手口）の被害に遭った人や、それらの土地を相続した人に、「土地を高く買い取る」と持ち掛け、言葉巧みに売却額より高い値段の新たな土地と一緒に購入させる二次被害の相談が全国で発生しております。

「土地を買い取る」「お金は後で返す」などと言われても、きっぱりと断り、絶対にお金を支払わないようにしましょう。

このような電話がきましたら役場や交番に相談してください。

今金町は引き続き消費者行政の維持・強化に努めてまいります。

問合せ

- ・せたな警察署今金交番 ☎82-0435
- ・役場まちづくり推進課 ☎82-0111

法テラス八雲通信

知らないで損する「過払い金」

■テレビCM等でよく耳にする「過払い金」の返還請求。読んで字のごとく、「払い過ぎたお金」を返還するよう請求することを言いますが、「払い過ぎたお金」とは一体何を指すのでしょうか？「過払い金」を返還するよう請求できるのはどんな仕組みでしょうか？今回は、知らないで損する「過払い金」について紹介します（特に2008年より以前に金融機関から借入をおこなった経験のある方は要チェックです）。

■私たちが銀行や消費者金融からお金を借りるとき、多くの場合には利息を支払うことになります。そして、利息に関しては、利息制限法という法律で一定の規制がかかっていますが、2008年より以前は、多くの消費者金融が、この利息制限法の規制を無視した非常に高い金利での貸付をおこなっていたのです。つまり、「過払い金」返還請求とは、消費者金融等が本来受け取ってはいけない利息分を「払い過ぎたお金（過払い金）」として、返金するよう求めることをいいます。

■過払い金は、数十万円から数百万円にのぼるケースも珍しくはありません。また、借金を

完済している方だけでなく、借金を返済中の方であっても、過払い金によって残りの借金を返済できる可能性もありますので、もし心当たりのある方は、一度専門家に相談してみるとよいかもしれません。

■ただし、一点だけ、重大な注意点があります。「過払い金」は、最後に返済した日から10年間経過すると、時効が成立し、請求することができなくなってしまうのです。当事務所に相談にいらした方の中にも、せっかく発生していた「過払い金」が時効によって消滅しており、悔しい思いをされた方が多数いらっしゃいますので、ご相談はお早めに。

■さて、当事務所では、「過払い金」に関する相談をはじめ、皆様からの各種法律相談を承っております。一定の資力要件を満たす方は、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所（050-3383-8366）」まで相談予約のお電話をお寄せください。

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼
☎050-3383-8366

日本一の「今金男爵」を守ろう!!

ジャガイモシストセンチュウの拡散防止には町民の皆様のご理解とご協力が必要です。

今金町農業協同組合
今金町農林振興課

目指せ車いす!

リングプル回収事業

- 現在ストック量…**545kg**
車いす交換まであと155kg
※700kgで車いす一台と交換できます
今金町社会福祉協議会

ゆかりの方にPRください〜ふるさと納税〜

たくさんの期待や思いをお待ちしております。皆様のお知り合いに、是非、ご紹介ください。

■平成29年度現在 1,900件 1,714万7,500円

3月末現在の情報です。
※詳しくは、役場総務財政課総務グループ又はホームページへ

自動車税の納期限納付を!

自動車税の納期限は
5月31日(木)です。

納めていただく方は4月1日現在の自動車の所有者です。(ローンで購入した場合などで所有権が売主にある場合は、買主である使用者が納税義務者となります。)

便利で確実な口座振替による納税・コンビニエンスストアに加え、インターネット上の「Yahoo! 公金支払い」サイトからクレジットカードで納付することができます。

納税通知書は5月7日(月)に郵送されます。

ご不明な点は、道税ホームページをご覧ください。檜山振興局税務課までお問い合わせください。

ホームページ
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>

【問合せ】
檜山振興局税務課納税係
☎0139-52-6473

ふるさと納税の寄附状況と活用実績について

●利用状況

年度	事業名	金額 (円)
H21	幼少年芸術劇場	500,000
H22	種川地区カラオケ機器購入	500,000
H24	学童保育所建設	3,241,888
合計		4,241,888

全国から今金町を応援いただき、大変ありがとうございました。
みなさまからのご厚志は大切に今金町のまちづくりに活用させていただきます。

●寄附金額

年度	件数	金額 (円)
H20	9	790,000
H21	9	2,071,000
H22	9	544,000
H23	24	628,888
H24	42	813,012
H25	51	4,860,500
H26	57	4,011,000
H27	53	4,061,000
H28	600	8,608,000
H29	1,900	17,147,500
合計	2,754	43,534,900

狩場利別土地改良区・役場農林振興課からのお知らせ

農業用排水路への転落を未然に防ごう!

農作業も始まり、間もなくかんがい時期を迎え農業用水路への通水が5月初旬からはじまります。農業用水路には、かんがい用水や雨などの影響で大量に水が流れ込みます。水路への転落事故につながる恐れもあり大変危険です。事故を未然に防ぐためには、管理者が水路の管理を十分に行うことはもちろんですが、日頃から家庭、学校、認定こども園などでも頭首工、用排水路付近などの危険な場所に近づかないように注意を呼びかけることが大切です。子どもたちが、水路のそばで遊んでいるのを見かけたら、声を掛け注意を促しましょう。



農業用施設の水難事故に注意!



大雨等で、ダム・頭首工のゲート操作により、下流に放流する場合があります。当改良区の警報車で河川水位が上昇する旨を警告いたしますので、拡声器から『直ちに川から離れてください』という放送をお聞きになりましたら、すぐに河川区域内から離れましょう。

おねがい! 用水路にゴミを捨てないで!

写真募集中

皆さんの撮影した今金町の魅力ある写真を募集しています。掲載を希望される方は役場まちづくり推進課広報防災グループまでご連絡下さい。

☎82-0111

平成30年工業統計調査実施のお知らせ

経済産業省・北海道・今金町では、6月1日を基準日として工業統計調査を実施します。

本調査は、日本の工業の実態を明らかにすることを目的に従業員4人以上の製造事業所に対して行われる統計法に基づいた報告義務のある重要な統計調査です。

統計調査員が事業所等を訪問した際には、調査へのご協力をお願いします。また、紙の調査票での回答のほかオンライン回答も可能ですのでご利用ください。

【問合せ】 役場まちづくり推進課広報防災グループ ☎82-0111 (内線132)